

| | | | | | | | | | | |
|---------|-------------|-------------|-------------|----|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|
| 政令市・特別区 | 市 20万人以上 | 市 10万人以上 | 市 10万人未満 | 町村 | 40%以上 | 35~40% 未満 | 30~35% 未満 | 25~30% 未満 | 20~25% 未満 | 20%未満 |
| 人口 | | | | | 高齢化率（65歳以上人口割合） | | | | | |

| | | | |
|-------|----------------------------------|----|-----------|
| 自治体名 | 神奈川県藤沢市 | 区分 | 単独・委託（社協） |
| キーワード | 意思決定支援、市民後見人養成・支援、ターゲット別広報、チーム支援 | | |

意思決定支援を重視したチーム支援と市民後見人養成

I. 概要

1. 自治体概要

| | |
|-----------------|----------------------|
| 人口 | 434,405人 |
| 面積 | 69.56km ² |
| 高齢化率 | 24.32% |
| 地域包括支援センター | 16か所 |
| 日常生活自立支援事業利用者数 | 121人 |
| 障害者相談支援事業所 | 6か所 |
| 療育手帳所持者数 | 3,143人 |
| 精神障害者保健福祉手帳取得者数 | 3,744人 |

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018（H30）年度実績）



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

| 利用者数(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|----------|-----|----|----|------|
| 81人 | 67人 | 9人 | 4人 | 1人 |

（2018（H30）年12月末時点）

②市長申立て件数

| 年度 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 (8月末時点) |
|----|-------|-------|-------|------------------|
| 件数 | 20件 | 21件 | 38件 | 6件 |
| 内訳 | 高齢者 | 13件 | 12件 | 25件 |
| | 障害者 | 7件 | 9件 | 13件 |

③市民後見人養成状況等

| 養成者数(累計) | 後見受任者数 | 法人後見支援員(実働数) | 日常生活自立支援事業生活支援員(実働数) |
|----------|--------|--------------|----------------------|
| 11人 | 7人 | 3人 | 7人 |

（2018（H30）年度末時点）

3. 事例のポイント

▶意思決定支援を中心に据えた市民後見人養成・支援

「意思決定における支援場面において意思の確認やそのための方法について最大限に配慮することのできる市民後見人の養成」を展開、本人を中心に据えた支援を徹底。

▶ターゲットを絞った広報・啓発

ターゲットを絞り、広報や研修等の啓発活動を展開。障がい当事者・家族を対象に市民講座を開催したところ定員を大幅に超える申込があり、複数回の開催に変更。

▶チーム支援のモデル事業実施

成年後見制度を必要とする困難ケースに、専門職等中核機関の「検討会」が関与しチーム支援を行うモデル事業を実施。

| | |
|----------|-------------------|
| 既存機関の活用 | 計画の策定 |
| 条例の制定 | 取組 定住自立圏域 |
| 支援検討 | 広報・相談、 窓口周知 |
| 調整 | 相談受付の工夫 |
| 他制度との連携 | 受任調整会議 |
| 市町村長申立 | 後見人候補者 推薦 |
| 市民後見人養成 | 親族申立の 相談・支援 |
| 法人後見 | 親族後見人支援 |
| 活用 | モニタリング・ バックアップ |
| 補助・保佐の | 任意後見制度 |
| 個人情報の | 意思決定支援 |
| 連携 | 協議体、合議体 の設置 |
| 連携 | 都道府県等との 連携 |
| 連携 | 当事者団体との 連携 |
| 不正防止(効果) | 専門職団体との 連携 |

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

| 時 期 | 概 要 |
|--------------|---|
| 2012 (H24) 年 | 藤沢市社協「ふじさわあんしんセンター」を整備（市委託事業）。 Point 1 |
| 2013 (H25) 年 | 法人後見事業を開始。 |
| 2015 (H27) 年 | 市民後見人養成講座を神奈川県社協と連携して開始。 Point 2 |
| 2018 (H30) 年 | 地域福祉計画に位置付け、成年後見制度利用促進計画を整備。 Point 3 成年後見制度利用促進に関する検討会を開催（4回）。 |
| 2019 (H31) 年 | 藤沢市社協ふじさわあんしんセンターを中核機関として整備。 成年後見制度利用促進検討会にて、権利擁護相談への積極的な参画とチームづくり支援のモデル実施を行う。 |



POINT

Point 1

藤沢市社協が藤沢市より「成年後見相談センター」設置の相談を受け、市の各担当課と社協で検討を重ねました。

市社協で日常生活自立支援事業を担う「あんしんセンター」の名称が市民に浸透していたことから、名称を引き継ぎ、「ふじさわあんしんセンター」を開設しました。

市の成年後見関係団体等に呼びかけ、組織化された「ネットワーク連絡会」は、2012 (H24) 年より開始されています。

Point 2

市民後見人の養成は、養成課程で市民後見人として受任できる人材のみが受講・修了する仕組みです。令和元年度現在研修修了者が11名、登録が7名、受任はのべ7件となっています。

市民後見人登録者の中で、社協と雇用契約を結び、法人後見の支援員や、日常生活自立支援事業の支援員として活躍している人もいます。

Point 3

成年後見制度利用促進基本計画は地域福祉計画に包含し、計画策定によって中核機関を整備しました。成年後見制度利用促進に関する検討会には、専門職、当事者団体、医師、福祉関係団体等が参加し、藤沢市での中核機関や地域連携ネットワークのありかたについて、協議しました。

検討会で示された「目指すべき方向性」はどのようなものでしょうか？

藤沢市における中核機関（権利擁護相談センター）の目指すべき方向性として、以下のような方向性があげられました。

- 総合的な権利擁護相談機関
- 本人への意思決定支援を含めた機能を持つこと
- 本人を中心としたチームをつくる牽引役としての機能を持つこと
- 制度利用の手前の段階から相談支援のフィールドに入り、ステップを踏みながら本人の意思決定支援を重視した「チーム」での支援を可能にしていくこと



Ⅲ. 藤沢市における体制の特徴について

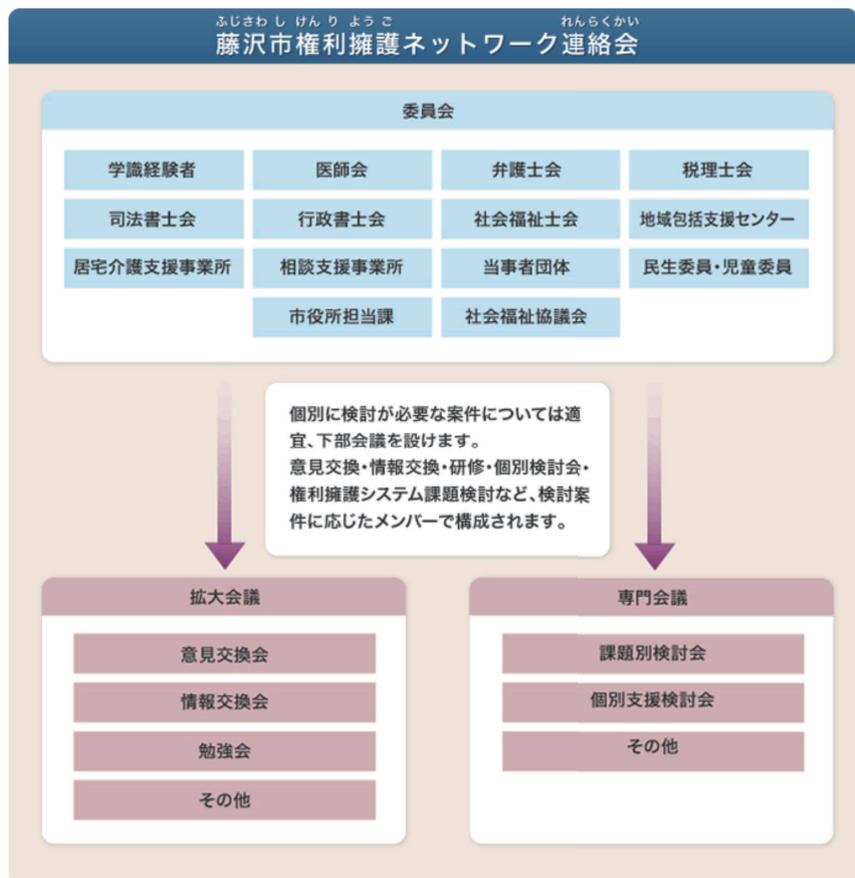
1. 協議会は「藤沢市権利擁護ネットワーク連絡会」

社協への委託により中核機関の整備を行いました。

社協あんしんセンターでは日常生活自立支援事業、市民後見人養成・受任後の活動支援、法人後見事業等を実施しており、この度中核機関として新たな取り組み（2. 3. 4. で詳述）に着手しています。

藤沢市社協の「ふじさわあんしんセンター」の担当者は、市社協の管理職1名、職員4名（社会福祉士）、嘱託職員4名（うち非常勤3名）、登録型の支援員6名です。

2012（H24）年より市が主催で開催してきた「藤沢市権利擁護ネットワーク連絡会」が協議会として、位置付けられました。「ネットワーク連絡会」は、右図のように「委員会」と、個別に検討が必要な事案について協議する「拡大会議」「専門会議」で構成されています。委員会は、当事者団体、専

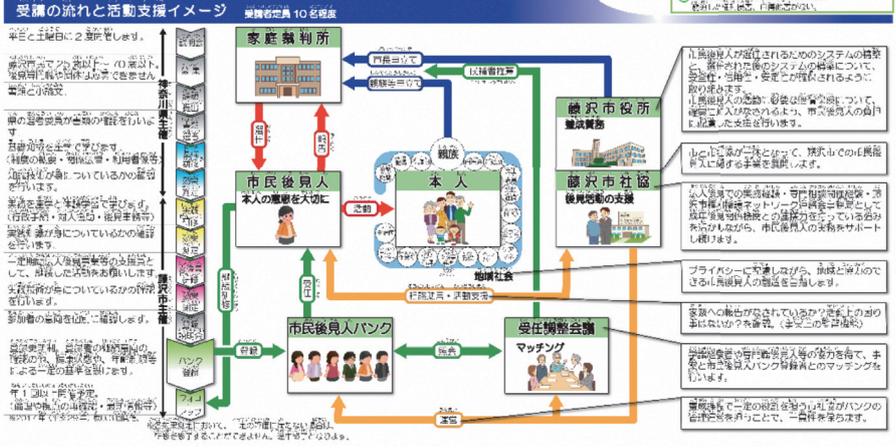


門職、民生・児童委員、福祉関係機関、社協、市役所各担当課約20名より構成されています。「成年後見制度利用促進に関する検討会」は、ネットワーク連絡会の「専門会議」の一部に位置付けられています。

2. 意思決定支援を中心に据えた市民後見人養成・支援

藤沢市における市民後見人とは、「意思決定における支援場面において意思の確認やそのための方法について最大限に配慮することのできる市民

後見人」と整理されています。養成課程においても、活動支援の場面においても、本人を中心に据えたきめ細やかな支援が徹底されています。



3. ターゲットを絞った広報・啓発

広報・啓発活動の一環として、ふじさわあんしんセンターでは、ターゲットを絞った広報活動を行っています。制度の利用を必要とする「本人向けパンフレット」は、事例を用いて、「このようにときに後見人が支援します。」とわかりやすく

示せるよう工夫して開発されました。また、障がい当事者・家族を対象に市民講座を企画・開催したところ、定員を大幅に超える申込があり、複数回の開催に変更しました。

4. チーム支援のモデル事業実施

ふじさわあんしんセンターでは、2019 (R1) 年度、本人を中心とした、支援関係者や地域の友人、親族等とのチームづくり支援のモデル事業を展開しています。

同時に、本人に権利擁護支援が必要な状況にあり、身近な関係者だけでは対応方針の検討が難しいようなケースについては、中核機関の専門職等検討会が関与し、本人・チームへの専門的助言の場を設定する（専門職に依頼し、チームカンファレンスに同席する等）支援を行うモデル事業の実施を行っています。

担当者より

本人への意思の確認を行いながら、チームで支援する取り組みを、モデル事業を通じて取り組んでいます。

中核機関の整備を通じて、利用できる支援の選択肢が増え、困難ケースの解決方法をともに考えていける仕組みを作ることができました。市民にとっても、支援者にとっても有益な仕組みだと考えています。

■参考URL 連絡先

藤沢市役所地域包括ケアシステム推進室
TEL : 0466-50-3523

藤沢市社会福祉協議会 ふじさわあんしんセンター
TEL : 0466-55-3055
<http://www.fujisawa-shakyo.jp/anshin/>